

いばらきの森林や湖沼。河川を守りましょう



いばらきの森林、平地林・里山林などの身近な緑、霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川など、豊かな自然環境を守るため、4月から森林湖沼環境税がスタートしました。今回は、この税金を活用した取り組みをご紹介します。

森林湖沼環境税の目的と使い道



森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川には、広く県民の皆さんが恩恵を受けているさまざまな働き（公益的機能）があります。しかし、県内では管理放棄され荒廃した森林が増加しているため、水源かん養機能や山地災害防止機能、二酸化炭素吸収源として地球温暖化を防止する機能などを発揮できなくなる恐れがあります。また、霞ヶ浦の水質は汚濁の進行は抑えられていますが、大幅な改善には至っておらず、なお一層の取り組みが必要です。

このため県では、森林や湖沼・河川など自然環境の保全を目的に「森林湖沼環境税」を導入しました。この税金を有効に活用し、森林の保全整備や湖沼などの水質保全のための施策を重点的に行っていきます。

森林の保全整備



現在、県では、苗木を植え、育て、伐採し、木材を有効活用する「緑の循環システム」をつくるため、各種施策を行っています。今年度からはさらに、「適正な森林整備の推進」、「木づかい運動の推進」、「県民協働の森林づくりの推進」を三つの柱に施策を進めていきます。森林湖沼環境税は、これらの施策を行うために

活用されます。

① 適正な森林整備の推進

緊急に間伐が必要な森林のうち、水源かん養機能または山地災害防止機能が高い森林において、公益的機能を回復させるための間伐作業に必要な経費を助成します。また、地域住民の提案などを取り入れた平地林・里山林などの身近な緑の整備について支援を行います。

② 木づかい運動の推進

木材需要の大半を占める木造住宅の建築を促進するため、県産材を使用した新築木造住宅建築に対する支援を行います。さらに、県・市町村施設の木造化・木質化を進めるほか、幼稚園・保育園・小中学校などにおける県産材を使用した木製品（机・いすなど）の導入を支援し、県民の皆さんが木と触れ合う機会をつくります。



県産材を使用した学童机・いす

③県民協働の森林づくりの推進

森林づくり、木づかい、森林環境学習活動を行う団体が、自主的に企画立案する事業活動を公募して支援します。また、子どもの森（ミニ学校林）の整備を支援するほか、小学校高学年の児童などを対象とした治山・林道の現場見学会などの体験活動を行います。

湖沼・河川の水質保全

湖沼の水質改善には、流域住民をはじめとする多くの関係者の長期にわたる継続的な取り組みが必要です。このため、県では「泳げる霞ヶ浦」、「遊べる河川」という長期ビジョンを掲げ、「第5期霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を推進しています。森林湖沼環境税は、水質改善の各種施策を行うために活用されます。

①生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）を推進

生活排水対策としては、下水道や農業集落排水施設への接続率の向上や、窒素・りんを除去できる高度処理型浄化槽の普及を図ります。さらに、霞ヶ浦水質保全条例による規制強化に対応するために、工場・事業所からの排水対策や家畜排泄物対策を進めていきます。



②農地や市街地からの流出水への新たな対策（面源対策）を推進

農地からの流出水対策として、湖岸の水田・ハス田などに循環かんがい施設を整備します。市街地からの流出水対策としては、流出水対策地区などに植生浄化施設などを設置します。

③県民参加による水質保全活動の促進と県民意識の醸成

市民団体の活動に対する支援を強化します。また、環境への意識がより高まるよう、小中学生を対象とする湖上体験学習などを実施します。

第一回 霞ヶ浦湖上体験スクールを開催

「霞ヶ浦湖上体験スクール」は、次代を担う子どもたちに、霞ヶ浦の現状や広く水環境を知ってもらうための現地学習会です。対象は県内の小中学生で、遊覧船で湖上に出て水質測定を行うほか、浄水場や下水処理場など水に関連した施設を見学す



県霞ヶ浦環境科学センターでの水質測定

るプログラムとなっており、平成二十年度は四千五百人を超える参加を見込んでいます。

第一回は、四月二十一日（月）に開催され、鉾田市立大洋中学校の一年生九十一人が参加しました。まず、茨城県霞ヶ浦環境科学センターで展示室の見学や実験室での水質測定を行い、次に、遊覧船「ホワイトアイリス号」に乗船し、透明度測定やプランクトン観察などの湖上学習を実施。その後、茨城県水郷県民の森で平地林を散策しながら自然観察を行いました。

参加した皆さんは、「水質測定など、普段できない体験ができました」、「霞ヶ浦について知らなかったことが分かって勉強になりました」、「きれいな霞ヶ浦になってほしいです」などと話していました。

今後も家庭など身近なところでできる取り組みを紹介するなど、水質浄化や環境について子どもたちの心に残るスクールを実施していきます。

税のしくみに関すること

県税務課

☎029(301)2418
FAX029(301)2448

税の使い道に関すること（森林）

県林政課

☎029(301)4021
FAX029(301)4039

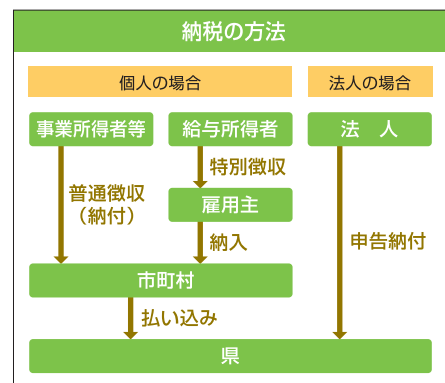
税の使い道に関すること（湖沼・河川）

県環境対策課

☎029(301)2968
FAX029(301)2969

森林湖沼環境税の概要

課税方式	県民税の均等割額への超過課税（上乗せ）方式	
	個人	法人
税率	個人県民税均等割（現行：年1,000円）に、年額1,000円を上乗せ ※ただし、次の方は課税されません。 ■生活保護法による生活扶助を受けている方 ■前年中の合計所得金額が125万円以下の障害者・未成年者・寡婦または寡夫の方 ■前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方	法人県民税均等割（現行：資本金等に応じ年2～80万円の5段階）に、年額10%を上乗せ 資本金等の額 50億円超……………80,000円 10億円超50億円以下……………54,000円 1億円超10億円以下……………13,000円 1千万円超1億円以下……………5,000円 1千万円以下……………2,000円
納税時期	事業所得者等…6月の第1納期分から 給与所得者…6月の特別徴収分	4月以後開始事業年度の申告から
課税期間	平成20年度からの5年間	
収税見込	おおむね年16億円（5年間で約80億円の事業費が必要になります。）	



※水源かん養機能：雨水が河川に流れ込む量を調整する機能

※山地災害防止機能：土砂くずれが起こるのを防ぐ機能

※植生浄化施設：水生植物の持つ浄化能力を活用した浄化施設